

○個人情報保護委員会事務局における取組

- ✓ 超過勤務事前確認の徹底
- ✓ 超過勤務時間の目標設定(原則として20時以降の超過勤務は認めない)
- ✓ 期間中の超過勤務状況を幹部が把握し削減のための措置を行う
- ✓ 16時以降の会議時間設定の原則禁止
- ✓ 会議等における終了時間の明示
- ✓ 20時以降の執務室の施錠の徹底

○「ゆう活」実施概要

- ・実施期間:平成28年7月～8月の2か月間
- ・実施概要等:職員の希望を聴取し、原則希望者については希望通り実施。その他の職員についても、業務状況に応じて実施日を設定し実施。